

## 議第49号

### 三島市印鑑条例の一部を改正する条例案

三島市印鑑条例（昭和50年三島市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項に次のただし書を加える。

ただし、第10条第4項の規定による交付の申請があった場合は、この限りでない。

第10条に次の1項を加える。

4 前3項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を利用して、地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を介して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機において必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

## 附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

平成29年6月13日提出

三島市長 豊岡武士